

被害に遭わないために

- ① その場ですぐに点検させず、家族や地元の信頼できる業者に相談するなど、慎重に判断しましょう。
- ② ガス会社や契約先の電力会社などに本当に点検を実施しているか確認しましょう。(関係のない業者が不要な工事を契約させるために点検をしているかもしれません。)
- ③ 対面での対応はせず、インターホン越しに点検を断りましょう。
- ④ 断っても業者が帰らない場合は、最寄りの警察署又は110番に通報しましょう。
- ⑤ 工事を勧められてもすぐに契約せず、複数の業者から見積りを取るなど、慎重に検討しましょう。(点検結果は、うそかもしれません。)

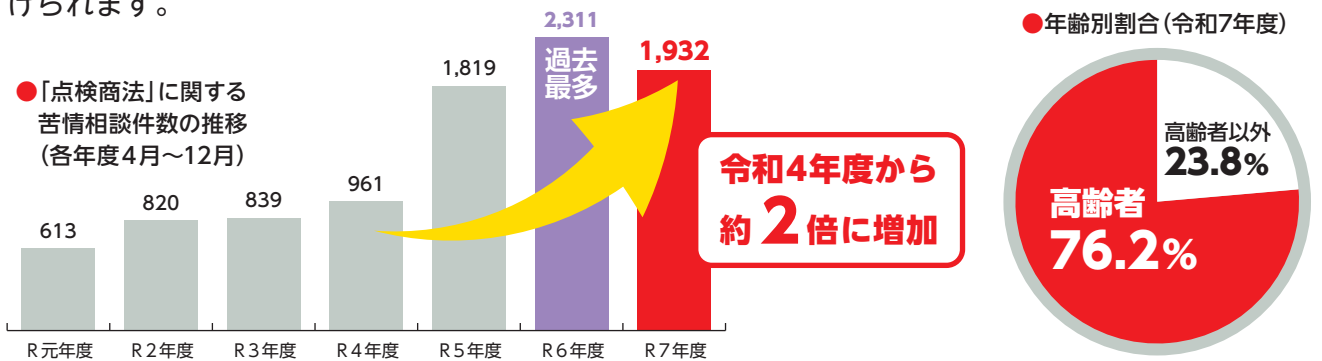
もしかしたら強盗の下見かも？

貴重品の保管状況や、家族構成など、個人情報や安易に教えないようにしましょう。



相談件数が高止まり中!

令和7年4月～12月の間に、県内の消費生活相談窓口には「点検商法」に関する苦情相談が、**1,932件**寄せられており、過去最多を記録した昨年度に次ぐ高い水準で推移しています。この件数は、相談が急増する前の**令和4年度と比較して約2倍に増加**しており、引き続き十分な警戒が必要です。契約者を年齢別に見ると、**高齢者(65歳以上)の割合が高く、全体の7割以上**を占めています。高齢者は自宅にいたることが多いため、電話や訪問による被害に遭いやすいことなどが理由として挙げられます。



注)本資料の相談件数は、令和7年12月31日までに神奈川県内の消費生活相談窓口で受け付け、PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録された苦情相談件数です。PIO-NETの情報は更新されるため、過去の公表値と異なる場合があります。

クーリング・オフなどができる場合があります。
不安に思ったら**消費生活センター**に相談しましょう!



消費者
ホットライン

局番なし

い や や
188

